

令和4年 第1回沼田町議会定例会 会議録

令和 4年3月17日(木)

午後 4時00分 開 会

1. 出席議員

1番	鵜野 範之	議員	2番	畑地 誉	議員
3番	久保 元宏	議員	4番	高田 勲	議員
5番	篠原 暁	議員	6番	伊藤 淳	議員
7番	長野 時敏	議員	8番	上野 敏夫	議員
9番	小峯 聡	議員	10番	大沼 恒雄	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	横山 茂 君		
教育長	吉田 憲司 君	農業委員会	辻 則行 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅原 秀史 君	総務財政課長	村中 博隆 君
産業創出課長	赤井 圭二 君	農業推進課長	前田 昌清 君
住民生活課長	嶋田 英樹 君	建設課長	瀧本 周三 君
保健福祉課長	小玉 好紀 君	和風園園長	安念 昌典 君
旭寿園園長	荒川 幸太 君	会計管理者	按田 義輝 君

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長	三浦 剛 君
------	--------

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	黒田 美和 君	書記	中山 裕樹 君
------	---------	----	---------

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	予算等審査特別委員会審査報告
議案第11号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
議案第12号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第18号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
同意第1号	教育委員会委員の任命について
同意第2号	公平委員会委員の選任について
同意第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第32号	沼田町雨竜川総合運動公園条例の一部を改正する条例について 議員の派遣について

(開 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）只今の出席議員数は、10人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

(会 議 録 署 名 議 員 の 指 名)

○議長（小峯聡議長）日程第1。会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、大沼議員、1番、鵜野議員を指名致します。

(予 算 審 査 等 特 別 委 員 会 報 告)

○議長（小峯聡議長）日程第2。予算等審査特別委員会審査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。はい。鵜野委員長。

(鵜 野 委 員 長 登 壇)

○鵜野委員長（鵜野範之委員長）予算等審査特別委員会審査報告。本委員会に付託された次の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告致します。

〔以下、報告書を朗読〕

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。予算等審査特別委員会付託の条例案9件、予算案9件の議案につきましては、議員全員による予算等審査特別委員会で審議、採決したものであり、委員長は意見を付してすべて原案可決であります。お諮り致します。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第13号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第17号、沼田町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について及び、議案第19号、沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてから、議案第31号、沼田町水道事業会計予算についてまで、以上、18件を委員長報告のとおり決定致しました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第3。議案第11号。職員のサービスの宣誓に関する条例の

ただきまして、提案理由を申し上げます。昨年8月の人事院が行いました報告、意見の申出の中で、国家公務員に係わる妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置が明らかにされており、国家公務員の措置に準じまして地方公務員の育児休業等に関する法律の改正が2月に国会へ提出されたところでございます。職員の取得要件の緩和などを進める必要があることから、本則に2条を加えることで当該職員に育児休業に関する制度を知らせ、育児休業の承認の請求に係る意向確認を行いながら、職員が不利益な取り扱いを受けることの無いよう勤務環境の整備に関する措置を講ずるため、条例の一部を改正するものでございます。なお、この条例は令和4年4月1日から施行することとしてございます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第12号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第5。議案第18号。沼田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）はい。議長。議案第18号。沼田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について。沼田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を提出する。令和4年3月10日提出。町長名でございます。沼田町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。沼田町固定資産評価審査委員会条例（平成28年条例第18号）の一部を次のように改正する。条文の朗読を省略し、提案理由を説明致します。本改正は国の押印等の見直しの動きに関連して、固定資産評価審査委員会での諸手続きにおいて、署名、押印を廃止するものであります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第18号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

（人事案件）

○議長（小峯聡議長）日程第6。同意第1号。教育委員会委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（横山茂町長）はい。同意第1号。教育委員会委員の任命についてであります。現委員であります小西克典氏が令和4年3月31日をもって辞任されることから、その後任として下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によって、議会の同意を求めらるものであります。提案する方につきましては、住所が沼田町南一条2丁目5番25号。生年月日、昭和38年8月8日生まれ。三浦実希氏をご提案申し上げます。略歴につきましては、深川西高等学校を昭和57年に卒業され、平成7年4月より家業の飲食店を継がれながら、平成11年度には沼田幼稚園PTA副会長。平成15年度から3年間は沼田小学校PTA副会長。平成19年度から2年間は沼田中学校PTA副会長を歴任。さらに平成16年より沼田町社会教育委員。平成24年から2年間、北海道生涯学習審議会委員。また、平成30年からは沼田町商工会理事並びに商工会女性部長も歴任されるなど、町の教育にも関わっていただき、保護者からの信頼も厚く、見識も深く、沼田町の教育について意見をいただける方と考えており、最も適任と認めご提案申し上げますところであり。令和4年3月10日提出。沼田町長名です。以上、ご提案申し上げご同意いただきますようご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略することに決定しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第1号は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。

（人事案件）

○議長（小峯聡議長）日程第7。同意第2号。公平委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（横山茂町長）はい。議長。同意第2号。公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて。現公平委員会委員であります田島博幸氏の任期が令和4年3月26日をもって任期満了となりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。選任する方は、沼田町字沼田111番地6。田島博幸氏。昭和26年1月10日生まれであります。現在4期目の公平委員としてご活躍をいただいておりますが、識見、人格ともにまさに適していますので、再任として提案を申し上げます。令和4年3月10日提出。沼田町長名です。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略することに決定しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第2号は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。

（人事案件）

○議長（小峯聡議長）日程第8。同意第3号。固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（横山茂町長）はい。議長。同意第3号。固定資産評価審査委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて。現評価審査委員であります鶴野育雄氏の任期が令和4年3月24日をもって任期満了となりますので、地方税法第423条第3項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。推薦する方は、沼

田町南一条4丁目7番5号。鵜野育雄氏。昭和21年10月23日生まれであります。現在3期目の委員としてご活躍をいただいておりますので、再任として提案を申し上げます。令和4年3月10日提出。沼田町長名です。どうぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略することに決定しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第3号は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。ここで、暫時休憩致します。

午後 4時21分 休憩

午後 4時22分 再開

（ 日程の追加 ）

○議長（小峯聡議長）再開いたします。議事日程の追加についてお諮り致します。只今、町長から議案1件、議会から1件が追加案件として提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第9、議案第32号、沼田町雨竜川総合運動公園条例の一部を改正する条例について。日程第10、議員の派遣についてを日程に追加し、議案とすることに決定致しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第9。議案第32号。沼田町雨竜川総合運動公園条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（三浦剛課長）はい。議案第32号。沼田町雨竜川総合運動公園条例の一部を改正する条例について。沼田町雨竜川総合運動公園条例の一部を改正する条例を提出する。令和4年3月17日提出。町長名であります。沼田町雨竜川総合運動公園条例の一部を改正する条例。沼田町雨竜川総合運動公園条例（平成26年条例第17号）の一部を次のように改正する。条文等の朗読を省略し、改正内容及び改正理由を申し上げます。本条例は、町民の心身の健全な発達及び体育、スポーツの普及、振興を図るため、雨竜川総合運動公園の使用等に関し、必要な事項を定め

た条例であります。改正内容は別表に定める町民パークゴルフ場使用料のうち、1日券の町外料金を、町外3名以上のグループで使用する場合は町内料金で使用できるように改正するものです。理由と致しましては、近年、愛好者の減少やコロナ禍の影響などから、町民パークゴルフ場の利用者は減少している状況にあり、町外の3名以上の利用者を町民料金として取り扱うことにより、町外からの利用客を獲得し、施設の利用促進を図るものであります。以上、提案理由とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第32号は、原案のとおり決定する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

（ 議員の派遣について ）

○議長（小峯聡議長）日程第10。議員の派遣についてを議題と致します。お諮り致します。本件は記載のとおり、令和4年度における議員の派遣であります。この際、説明を省略し、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決定しました。

（ 閉 会 宣 言 ）

○議長（小峯聡議長）以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。これにて、令和4年第1回沼田町議会定例会を閉会致します。

午後 4時25分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

小岸 聡

署名議員

下沼 恒雄

署名議員

角野 範之